

## 「粉じん作業特別教育」のご案内

令和7年3月

一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

労働安全衛生法により事業者は、常時特定粉じん作業に従事する労働者に対して、特別教育を実施することが義務付けられています。この特別教育を以下により実施しますので、受講いただきますようお願いいたします。

- 1 日時 令和7年7月8日(火) 9:00~14:40 (受付8:40~8:55)  
2 場所 鳥取県労働基準協会会館 (鳥取市若葉台南1丁目17番地)  
3 日程

科目	時間
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間
作業場の管理	1時間
呼吸用保護具の使用の方法	30分
粉じんに係る疾病及び健康管理	1時間
関係法令	1時間

【学科 4.5時間】

- 4 受講料 鳥取県労働基準協会会員 8,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)  
(消費税10% 内税727円)  
非会員 10,000円(税込)(1人あたり)(テキスト代含)  
(消費税10% 内税909円)  
5 申込方法 裏面の受講申込書に必要事項を記載し、FAX又は持参、郵送でお申し込みください。  
受講料は、振込又は持参にてお支払ください。(振込手数料はご負担ください)  
なお、申込期限以降の取消については、受講料を返却できませんのでご了解ください。  
申込先 一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部(鳥取市若葉台南1丁目17番地)  
FAX 0857-52-5061 登録番号 T5270005000526

口座	鳥取銀行	鳥取支店	普通	0051204
	名義人 (一社) 鳥取県労働基準協会東部支部			

※インボイスが必要な場合は、受講申込書の余白にメモをするか、電話でご連絡ください。

- 6 受講申込・受講料支払期限 令和7年6月24日(火) なお、定員60人とします。  
7 その他 (1) 鳥取県労働基準協会の特別教育等受講者記録をお持ちの事業所は、当日、受付に提出してください。受講者には各人に修了証を交付します。  
(2) 受講票等は発行いたしませんので、当日、受付時間に会場にお越しください。  
(3) 本特別教育は、建設業においては、「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する教育です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(Tel.0857-29-1707)にお問い合わせください。  
(4) 感染防止のための基本対策にご留意、ご協力をお願いします。発熱等のある方は受講を差し控えてください。  
(5) 教育の開始時間に遅刻された方は受講をお断りします。余裕をもって会場にお越しください。  
(6) 会場付近は飲食店が少ないのでご留意ください。

お問合せ先 鳥取県労働基準協会東部支部 Tel. 0857-52-5060 担当 平井

FAX 0857-52-5061

### 粉じん作業特別教育 受講申込書

令和7年7月8日（火）開催

フリガナ 氏 名	生 年 月 日

※ 修了証に記載しますので、正確に記入して下さい。

鳥取県労働基準協会（ 会員事業所 ・ 非会員 ） どちらかに○をしてください。

受講者数（        人） 受講料合計（                      円）

上記のとおり申し込みます。受講料は    月    日に（ 振込 ・ 現金払い ）します。

（申込・受講料支払期限は令和7年6月24日(火)です。）

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通 0051204 名義人 （一社）鳥取県労働基準協会東部支部
--

令和7年    月    日

〒

所在地

事業所名

業種

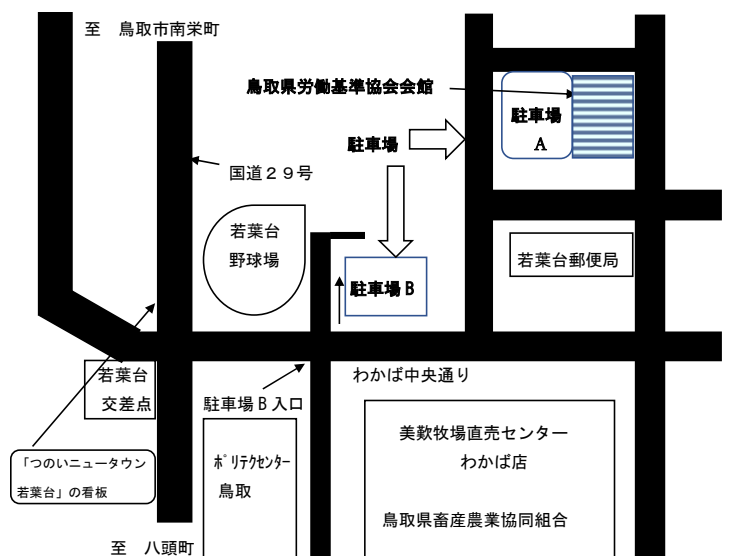
Tel

Fax

（ご担当                      ）

（一社）鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

#### 駐車場の案内



○ 鳥取県労働基準協会会館の駐車場 A が満車の場合、駐車場 B（ニュータウン中央公園駐車場）をご利用ください。